**平成２２年（フ）第１４４号**
岩手県北上市大堤南３丁目２番10号　市営大堤住宅５号、前住所岩手県北上市中野町３丁目21番７号　グランデール中野102号
債務者　畠山　朝子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

**平成２３年（フ）第３６号**
石川県加賀市湖城町１丁目39番地
債務者　南　　宏幸
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
金沢地方裁判所小松支部

**平成２２年（フ）第５５７号**
京都市上京区仁和寺街道六軒町西入四番町126番地８
債務者　徳原　正樹
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第２５６号**
京都市伏見区深草大亀谷東久宝寺町14番地20
債務者　江川　真澄（債務発生時の姓山本）
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第３２９号**
京都府宇治市木幡南山畑19番地の２　サーパス宇治木幡第２・514号
債務者　カフェレストランＣＩＥＲＯこと児玉　こと　兒玉　時治
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第３３０号**
京都府宇治市木幡南山畑19番地の２　サーパス宇治木幡第２・514号
債務者　児玉こと　兒玉富美江
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第３３７号**
京都市右京区梅津中倉町２番地29
債務者　藤田　京子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第４１５号**
京都府宇治市槇島町本屋敷51番地の12　グリーンタウン槇島404棟504号
債務者　西村　　章
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第４２８号**
京都市西京区松尾木ノ曽町34番地２　レジデンス上桂202号室
債務者　田中　靖之
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第６２号**
松江市東津田町1045番地１　ルミエール東津田206号、前住所広島県福山市入船町１丁目７番19―304号
債務者　稲荷　辰典
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第３４号**
広島県竹原市下野町3062番地２
債務者　ブティック・ふみこと　流森　文子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２３年（フ）第３９号**
広島県呉市焼山宮ヶ迫２丁目３番１―102号
債務者　堀田　耕三
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２３年（フ）第４１号**
広島県呉市阿賀北１丁目17番15号
債務者　前田　敏美
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２３年（フ）第４２号**
広島県呉市川尻町西１丁目５番５―101号
債務者　長倉眞智子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２３年（フ）第４５号**
広島県呉市音戸町高須２丁目４番31号
債務者　山中美法子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２３年（フ）第５２号**
徳島県名西郡石井町石井字白鳥186番地10　白鳥ハイツ305号
債務者　池田　一夫
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第３１号**
宮崎県延岡市昭和町２丁目2288番地
債務者　中山　　忍
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
宮崎地方裁判所延岡支部